

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第5号

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和46年静岡県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号。以下「給特条例」という。）第7条第2項並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第5項、第4条及び第11条第1項の規定により、県立の学校（大学を除く。）に勤務する教職員及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）の勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第2条 給特条例第7条第1項の規定による勤務時間の割振り、勤務時間条例第5条の規定による<u>週休日の振替え</u>及び同条例第11条第1項の規定による代休日の指定（以下「勤務時間の割振り等」という。）は、所管の教育委員会（県費負担教職員にあつては市町教育委員会。以下同じ。）の指示に基づき、学校の長（以下「校長」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 学校職員（教職員中給特条例第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員及び次条に規定する教職員を除く者。）の勤務時間の割振り及び<u>週休日の振替え</u>は、義務教育諸学校等の教育職員の例によるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号。以下「給特条例」という。）第7条第2項並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第5項、第4条、<u>第5条</u>及び第11条第1項の規定により、県立の学校（大学を除く。）に勤務する教職員及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）の勤務時間の割振り等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第2条 給特条例第7条第1項の規定による勤務時間の割振り、勤務時間条例第5条の規定による<u>週休日の振替等</u>及び同条例第11条第1項の規定による代休日の指定（以下「勤務時間の割振り等」という。）は、所管の教育委員会（県費負担教職員にあつては市町教育委員会。以下同じ。）の指示に基づき、学校の長（以下「校長」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 学校職員（教職員中給特条例第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員及び次条に規定する教職員を除く者。）の勤務時間の割振り及び<u>週休日の振替等</u>は、義務教育諸学校等の教育職員の例によるものとする。</p>

第4条 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。以下同じ。）に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員の勤務時間の割振り、週休日の振替え及び休憩時間（以下この条において「割振り等」という。）は、当該共同調理場職員の割振り等の例によるものとする。

第4条 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。以下同じ。）に勤務する栄養教諭及び学校栄養職員の勤務時間の割振り、週休日の振替等及び休憩時間（以下この条において「割振り等」という。）は、当該共同調理場職員の割振り等の例によるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。